

兵庫県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷口 芳紀

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第7号

兵庫県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則（令和2年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条第2号中「令和元年」を「前年」に改める。

別表第2条第2号に該当する者の項減免の額の欄中「令和元年」を「前年」に、同表対象保険料の欄中「令和元年度分及び令和2年度分の保険料額」を「令和3年度分の保険料及び令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和2年度相当分の保険料額」に改め、「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則第2条の規定は、令和3年度分の保険料及び令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和2年度相当分の保険料額であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料について適用し、令和元年度分及び令和2年度分の保険料額であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料については、なお従前の例による。